

規程第4号

評議員及び役員等並びに委員会委員の報酬並びに費用弁償に関する

規程

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人平内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条規定に基づき、評議員及び会長及びその他の役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長とは評議員会で選任された役員等のうち、本会代表者で主たる事務所に週3日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (2) その他の役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、会長以外の役員等（監事含）をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 会長には別表1に定める報酬を支給する。評議員並びにその他の役員等には、報酬は支給しない。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等（会長含む）が評議員会、理事会又は監事監査会等に出席した場合は別表2に定める費用弁償として支給する。また、本会

委員会に出席した委員にも別表2に定める費用弁償として支給する。
ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

- 2 費用弁償の支給は当日通貨をもって支給する。
- 3 評議員及び役員等が本会の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、旅費規程（規程第18号）に準じて旅費を支給する。

（公表）

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から遡及施行する。

（規程の廃止）

- 2 次に掲げる規定は、廃止する。

（1）社会福祉法人平内町社会福祉協議会会長及び役員等の報酬・費用弁償にかんする規程（平成26年規程第4号）

別表 1

役 職	単 位	報酬金額	条 件
会 長	月 額	20,000円	週3日以上業務

別表 2

役 職	単 位	費用弁償金額	条 件
評議員	日 額	1,500円	評議員会出席につき
役 員	日 額	1,500円	理事会及び評議員会並び に監査会出席につき
監 事	日 額	1,500円	理事会及び評議員会並び に監査会出席につき
委 員	日 額	1,500円	各委員会出席につき